

中小企業信用保険法第2条第5項第8号 (金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡)

小山市

1. 認定基準

RCC（整理回収機構）へ貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、事業の再生が可能な者を支援するための措置として、金融機関からの直近の総借入残高が前年同期比で減少し、適切な事業再生計画を作成し、RCCに対する債務について返済条件の変更を受けている中小企業者

2. 提出書類

下記の書類を各1部ご提出ください

法人の場合	個人の場合
●登記簿謄本の写し	●直近の確定申告書の写し (開業届、許認可証などでも可)
●委任状（金融機関の担当者等が代理で申請を行う場合） ●認定申請書 ●許認可証の写し（許認可を必要とする業種に限る） ●貸付債権が譲渡された事実を確認できる資料（債権譲渡通知書等） ●申請者の全ての金融機関からの総借入金残高が確認可能な資料（残高証明書、財務諸表、借入証書等） ●事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた取組、債務の返済計画等を規定した事業計画（様式は自由です） ●株式会社整理回収機構への債務に係る返済条件の変更を受けていること又は株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号）第22条第3項に規定する支援決定を受けていることが確認できる資料	

3. 認定申請書記載上の留意点

- ・認定申請書枠内の右肩の日付は「小山市への申請日」を記入してください
- ・認定申請書の「私は、下記のとおり、」の後の空白には、当該貸付債権の譲渡をした金融機関の名称を記入してください

【押印省略について】令和4年4月1日より

- ・認定申請書については、以下の場合、押印を省略ができませんこととします
なお、代理申請の場合に必要な委任状については、従来どおり押印が必要となります
（法人の場合）住所、法人名、代表者肩書・氏名を明記している
（個人の場合）住所、氏名を明記している
- ・氏名は、苗字のみではなく、フルネームを記入してください
- ・押印がされていても受付いたします

4. 認定書の有効期間

発行日から30日間

5. 問い合わせ先

小山市商業観光課商業振興係（Tel 0285-22-9275）